

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名 文部科学省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	(独) 日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>(独) 日本学生支援機構における海外留学支援制度への寄附を行う法人等を対象とした措置である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>(独) 日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、以下の2点を措置する。</p> <p>①法人からの寄附に係る指定寄附金化</p> <p>②個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] ▲30 (-)	[平年度] ▲30 (-)	[改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本人学生の海外留学については、2004年をピークに減少傾向にあるが、社会や経済がグローバル化し、日本企業等が世界に展開している中、個々の能力を高め、グローバル化した社会で活躍する人材を育成することは喫緊の課題である。一方で、海外留学における阻害要因の一つとして、留学費用等の経済的負担の問題が挙げられている。</p> <p>この留学費用等の経済的負担を軽減するためには、奨学金制度の充実が必要不可欠であり、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「第2期教育振興基本計画」においても「意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する」としている。</p> <p>以上を踏まえ、日本人の海外留学促進のため、国費による支援のみでなく、企業や個人といった多様で幅広い方面からの民間資金を獲得するため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附を行い、社会全体できめ細かな留学支援を行う仕組みをつくり、日本人の海外留学の促進、グローバル人材の育成を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上述のとおり、グローバル人材の育成を図るため、日本人の海外留学促進の必要性が高まっている一方、昨今の政府の厳しい財務状況を鑑みると、国費による支援には限界がある。</p> <p>そのため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、社会全体で留学支援を行う仕組みをつくり、さらに、より多くの日本人学生を海外に留学させるために十分な規模の寄附金額を確保する必要があることから、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための施策を講じることが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 4 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 4 - 1 国際交流の推進</p> <p>「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 一. 日本産業再興プラン 二. 雇用制度改革・人材力の強化 ⑦グローバル化等に対応する人材力の強化 世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020 年までに日本人留学生を 6 万人(2010 年)から 12 万人へ倍増させる。 ○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与 ・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。</p>
	政策の達成目標	<p>海外留学支援制度に係る(独)日本学生支援機構への民間寄附により、海外留学に対する経済支援を拡充し、日本人留学生の増加、グローバル人材の育成を図る。 2020 年までに日本人留学生を 6 万人(2010 年)から 12 万人に倍増させる。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	日本人学生の海外留学者数：58,060 人(2010 年)
有効性	要望の措置の適用見込み	海外留学支援制度に係る法人及び個人の寄附者
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	海外留学支援制度に係る民間寄附が増加するものと見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第 78 条) 【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置(法人税法第 37 条) ・(独)日本学生支援機構の行う奨学事業への法人からの寄附金は、指定寄附金として全額損金算入(法人税法第 37 条)</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(平成 25 年度予算) 日本人学生の海外派遣と留学生短期受入れを一体とした交流事業：52 億円 (平成 26 年度要求) 大学等の海外留学支援制度の創設等：144 億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記事業に加え、海外留学支援制度に係る(独)日本学生支援機構への寄附に対する税制措置を行うことにより、公的助成に加えた民間からの多様な財源確保の促進を図り、社会全体で留学支援を行う仕組みをつくることなど、上記の予算措置と本要望項目は補完的な関係にある。
	要望の措置の妥当性	より多くの日本人学生を海外に留学させるためには十分な規模の寄附金額を確保する必要がある、そのためにも、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための当該措置は急務である。
	ページ	1—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望